

水糧

陸軍經理長

給與

糧食

衣服

内令第一號

昭和十九年十一月三十日迄電測關係指導ニ充ツル爲左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

19.1.18

聯合艦隊司令部

少佐、大尉 附 一人

中少尉(水)、兵曹長 附 一人

兵曹 一人(掌電測兵) (吳鎮守府在籍者)

第三艦隊司令部

中少尉(水)、兵曹長 附 一人(佐世保鎮守府在籍者)

第四艦隊司令部

中少尉(水)、兵曹長 附 一人(横須賀鎮守府在籍者)

南西方面艦隊司令部

中少尉(水)、兵曹長 附 二人(吳、舞鶴鎮守府在籍者各一)

内令

0873

内令

二

兵 曹

一人(掌電測兵 高)(佐世保鎮守府在籍者)

南東方面艦隊司令部

中少尉(水)、兵曹長

附

一人(吳鎮守府在籍者)

北東方面艦隊司令部

中少尉(水)、兵曹長

附

一人(佐世保鎮守府在籍者)

内令第二號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

高雄警備府(新竹航空基地保管員ニ充ツベキモノ)

特務士官(水)、(飛)、(整)

附

一人

中少尉(水)、兵曹長

附

一人

中少尉(整)、整備兵曹長

附

一人

中少尉(機)、(工)
機働兵曹長、工作兵曹長

附

一人

0874

主計中少尉(主)、主計兵曹長	附	一人
兵曹、水兵		二十八人 (掌砲兵一、掌帆兵三、掌信砲兵三)
整備兵曹、整備兵		八人 (掌整備兵四、掌整備兵器一)
機關兵曹、機關兵		二十七人 (掌機兵一、掌機一、掌機兵二、掌機兵二)
工作兵曹、工作兵		三人 (掌工兵(木具))
衛生兵曹、衛生兵		二人
主計兵曹、主計兵		七人 (掌經理兵一、掌衣糧兵一)
水兵、整備兵、機關兵		五十八人

内令第三號

昭和十八年内令第七百四十八號中「新竹海軍航空隊(高雄分遣隊ノ職員ニ充ツベキモノ)」ヲ「高雄海軍航空隊」ニ、同部中「分遣隊長」ヲ「教官」ニ改ム

同年内令第二千六百六十六號ハ之ヲ廢止ス

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

三

0875

参照 昭和十八年内令第七百四十八號ハ高橋海軍航空隊(臺中分遣隊ノ職員ニ充ツベキモノ)等ニ人員臨時増置ノ件
同年内令第二千六百六十六號ハ第二〇二海軍航空隊ニ人員臨時増置ノ件

内令第四號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

横須賀海軍航空隊

中少尉(飛)、飛行兵曹長

隊附兼教官
(教員)

六人

飛行兵曹

(教員)

八人(掌飛行兵)

整備兵曹、整備兵

五十六人(掌整備兵 三一)

佐世保海軍航空隊

少佐、大尉、分隊長

一人

兵科尉官

隊附

二人

軍醫科尉官

隊附

一人

0876

中少尉(飛)	飛行兵曹長	九人
中少尉(整)	整備兵曹長	二人
兵曹、水兵		十五人 (掌偵察兵 一、掌電信兵 六)
飛行兵曹		十三人 (掌飛行兵)
整備兵曹、整備兵		六十人 (掌整備兵 二、掌航空兵器兵 三)
機關兵曹、機關兵		六人 (掌電機兵 一)
工作兵曹、工作兵		五人 (掌工兵 一、航空板金 二、航空熔接 一)
衛生兵曹、衛生兵		一人
主計兵曹、主計兵		六人 (掌衣糧兵 一)
第五〇二海軍航空隊		
中少佐	飛行隊長	一人
少佐、大尉	分隊長	五人
兵科尉官	隊附	十二人
軍醫科尉官	隊附	一人

0877

主計科	尉官	隊附	一人
中少尉(承)	兵曹長	隊附	二人
中少尉(飛)	飛行兵曹長	隊附	二十七人
中少尉(整)	整備兵曹長	隊附	七人
中少尉(工)	工作兵曹長	隊附	一人
主計中少尉(主)	主計兵曹長	隊附	一人
兵曹	水兵		十六人 (掌信號兵 二、掌電信兵 九)
飛行兵	曹		四十人 (掌飛行兵)
整備兵	曹、整備兵		二百五十人 (掌整備兵 九五、掌航空兵器兵(射爆) 一六)
機關兵	曹、機關兵		八人 (掌電機兵 一)
工作兵	曹、工作兵		七人 (掌工兵(航空板金 四、航空焊接 一))
衛生兵	曹、衛生兵		四人
主計兵	曹、主計兵		十四人 (掌經理兵 二、掌衣糧兵 三)

0878

内令第五號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第三三一海軍航空隊

主 評 兵 五人

内令第六號

當分ノ間圖書配給事務ニ充ツル爲左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第四海軍軍需部

中少尉(水) 兵曹長 附 一人

第八海軍軍需部

兵 曹 三人(特修兵適宜)

内令

七

0879

中少尉(水)、兵曹長 附 一人

兵 曹 二人(特修兵適宜)

第一百海軍軍需部

兵 曹 二人(特修兵適宜)

第一百二海軍軍需部

兵 曹 三人(特修兵適宜)

第一百三海軍軍需部

海南海軍軍需部

兵 曹 一人(特修兵適宜)

内令第七號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第八海軍軍需部(カビエン支部ノ職員ニ充ツベキモノ)

0880

内令

兵科、主計科佐尉官	支部長	一人
主計科尉官	附	一人
中少尉(水)、(機)	附	一人
兵曹長、機關兵曹長	附	一人
主計中少尉(主)、主計兵曹長	附	一人
兵曹、機關兵曹		二人
主計兵曹、主計兵		一人(掌經理兵)
書記	附	臨時一人

九

0881

蒙
蒙
蒙

蒙
蒙
蒙

給
與
係

糧
食
係

被
服
係

需
品
係

内令第八號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置シ昭和十八年十二月二十八日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十八年内令第九百二十二號ハ之ヲ廢止シ昭和十八年十二月二十八日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第四十一航空基地隊

兵 曹、水 兵

百六十八人

横須賀鎮守府在籍者 四一
吳鎮守府在籍者 三三
佐世保鎮守府在籍者 一七
舞鶴鎮守府在籍者 一四

整備兵曹 整備兵

七十一人

横須賀鎮守府在籍者 二七
吳鎮守府在籍者 一一
佐世保鎮守府在籍者 一八
舞鶴鎮守府在籍者 一七

機關兵曹 機關兵

六十四人

廢止内令ハ第二十四航空戰隊司令部等ニ人員臨時増置ノ件ナリ

内令

19.1.21

0882



内令第八號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置シ昭和十八年十二月二十八日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十八年内令第九百二十二號ハ之ヲ廢止シ昭和十八年十二月二十八日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第四十一航空基地隊

兵 曹、水 兵

百六十二人

横須賀鎮守府在籍者 四十四
吳鎮守府在籍者 三十四
佐世保鎮守府在籍者 一七
舞鶴鎮守府在籍者 四

整備兵曹、整備兵

七十一人

機關兵曹、機關兵

六十四人

横須賀鎮守府在籍者 二七
吳鎮守府在籍者 一七
佐世保鎮守府在籍者 一八
舞鶴鎮守府在籍者 二

参照 廢止内令ハ第二十四航空隊司令部等ニ人員臨時増置ノ件ナリ

内令

一一

0883

内令第九號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

横須賀海軍航空隊

特務士官(水)、兵曹長 隊附

五人 (内 吳、舞鶴鎮守府在籍者 各一、佐世保鎮守府在籍者 各二)

兵 曹、水 兵 四十人 (掌機雷兵

高 二〇 内 吳、舞鶴鎮守府在籍者 各四
普 二〇 内 佐世保鎮守府在籍者 各八)

整備 兵 二十人

内令

三三

0884

内令第十號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

ラバウル海軍運輸部

軍醫科佐尉官 部員 一人

衛生兵曹、衛生兵 二人

内令

二五

0885

十
三
一
十
七

0886

業
業

業
業

給
給

糧
糧

被
被

需
需

内令第十一號ノ二

海軍航空技術廠處務規程中左ノ通改正ス

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田 繁太



第十五條中「航空機」ヲ「航空兵器」ニ改ム

(内令提要卷一、三〇頁参照)

内令

一八ノ二

0887

内令

内令第十二號ノ二

戰時編制實施中艦隊等ノ司令部附タル特務士官以下ノ補充鎮守府ノ件中左ノ通改正ス

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

舞鶴鎮守府ノ部中第八戰隊及第五十航空戰隊ヲ削ル

(内令提要卷三、一一頁参照)

0888

内令〔自第八號
至第十號〕（後送ス）

内令〔自第十一號
至第十三號〕（所要ノ向ニ配付ス）

内令第十四號

昭和十八年内令第八百三十三號別表中左ノ通改正ス

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

横須賀防備隊ノ項驅潛特務艇ノ欄「第六十號（横）」ヲ削ル
佐伯防備隊ノ項驅潛特務艇ノ欄「第六十四號（吳）」ヲ削ル
佐世保防備隊ノ項驅潛特務艇ノ欄「第六十六號（佐）」ヲ削ル
大湊防備隊ノ項驅潛特務艇ノ欄「第四十九號（大）」ヲ削ル
鎮海防備隊ノ項驅潛特務艇ノ欄「第三十八號（鎮）」第五十一號（鎮）」ヲ削ル

内令

二五

0889

第二特別根據地隊ノ項驅潛特務艇ノ欄

「第四十七號
第六十一號
第六十二號
佐舞舞」

ヲ

「第四十七號
第四十九號
第六十一號
第六十二號
第六十四號
吳佐舞舞大舞」

ニ改ム

第八十一警備隊ノ項驅潛特務艇ノ欄「第三十四號(吳)」ノ次ニ「第三十八號(鎮)」ヲ、「第四十八號(吳)」ノ次ニ「第五十一號(鎮)」、「第六十六號(佐)」ヲ加フ

参照 前記内令ハ特務艇ノ所屬ノ件ナリ

内令第十五號

右特設航空機運搬艦トシ横須賀鎮守府所管ト定メラタル處之ヲ解カル

汽船 りねん丸
汽船 慶洋丸

右特設航空機運搬艦トシ吳鎮守府所管ト定メラタル處之ヲ解カル

汽船 名古屋丸
汽船 富士川丸

0890

Done

右特設航空機運搬艦トシ舞鶴鎮守府所管ト定メラレタル處之ヲ解カル
昭和十九年一月一日
海軍大臣 嶋田 繁太郎

内令第十六號

左ノ船舶ヲ特設艦船トシ其ノ種別及所管ヲ左ノ通定ム
昭和十九年一月一日
海軍大臣 嶋田 繁太郎

船名	汽船	同	同	同	同	特設艦船種別	所管
大峯山丸	タラカン丸	睦榮丸	興川丸	あまつ丸	同	特設運送船(給油船)	横須賀鎮守府
							吳鎮守府
							佐世保鎮守府

内令

二七

0891

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
富士川丸	隆興丸	第八桐丸	彦島丸	明昭丸	海河丸	大朝丸	朝威丸	日營丸	名古屋丸	第十八日正丸	木津川丸	慶洋丸	ぶね丸
特設運送船(雑用船)													
佐世保鎮守府		吳鎮守府						横須賀鎮守府					

内令

二八

0892

同	大鳥丸	舞鶴鎮守府
同	昌寶丸	

内令第十七號

特設海軍建設部令中左ノ通改正セラル

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第二條中「及調査竝ニ開拓」ヲ、「調査、補給及運輸竝ニ施設及開拓等」ニ改ム
 第五條中「司令長官」ノ下ニ「又ハ司令官」ヲ加フ

(内令提要卷一、三八ノ二四ノ一頁参照)

内令第十八號

海軍航空隊ノ所管、名稱及所在地又ハ原駐基地ノ件中左ノ通改正セラル

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

二九

0893

内令

吳鎮守府ノ部中宿毛海軍航空隊ノ項ヲ削ル

佐世保鎮守府ノ部中新竹海軍航空隊ノ項ヲ削リ同部中第一五二海軍航空隊ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加

ス

第一五三海軍航空隊

新竹航空基地(臺灣新竹州新竹市)

同部中第二五三海軍航空隊ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加

第四五三海軍航空隊

指宿航空基地(鹿兒島縣指宿郡)

左ノ地ニ海軍航空隊分遣隊ヲ置ク部中新竹海軍航空隊高雄分遣隊ノ項ヲ削ル

(内令提要卷一、三〇ノ三八頁參閱)

内令第十九號

海軍練習航空隊ニ指定ノ件申左ノ通改正セラル

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

0895

0894

内令

吳鎮守府ノ部中宿毛海軍航空隊ノ項ヲ削ル

佐世保鎮守府ノ部中新竹海軍航空隊ノ項ノ削リ同部中第一五三海軍航空隊ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第一五三海軍航空隊

新竹航空基地(臺灣新竹州新竹市)

同部中第二五三海軍航空隊ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第四五三海軍航空隊

指宿航空基地(鹿児島縣揖宿郡)

左ノ地ニ海軍航空隊分遣隊ヲ置ク部中新竹海軍航空隊高雄分遣隊ノ項ヲ削ル

(内令提要卷一、三〇ノ三八頁参照)

内令第十九號

海軍練習航空隊ニ指定ノ件中左ノ通改正セラル

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

0895

0894

「宮崎海軍航空隊」ノ次ニ「鹿屋海軍航空隊」ヲ加ヘ「新竹海軍航空隊」ヲ削ル

(内令提要卷一、三〇ノ四二頁参照)

内令第二十號

昭和十八年内令第十一號航空基地管理ニ關スル件中左ノ通改正ス

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

指宿航空基地ノ項中「宿毛海軍航空隊」ヲ「第四五三海軍航空隊」ニ改ム

(内令提要卷一、三〇ノ四二頁参照)

内令第二十一號

昭和十八年内令第二千五十五號海軍練習航空隊ノ所掌事項ノ件中左ノ通改正ス

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

三二

0896

内令

三三

臺南海軍航空隊乃至海口海軍航空隊ノ部ノ次ニ左ノ如ク加フ

高雄海軍航空隊

- 一 陸上機及艦上機ノ操縦ヲ專修スル飛行術練習生ノ教育
 - 二 射撃術ヲ專修スル飛行術練習生ノ教育
- 「新竹海軍航空隊」ヲ「鹿屋海軍航空隊」ニ改ム

(内令提要卷一、三〇ノ四三頁参照)

内令第三十二號

海軍定員令中左ノ通改正セラル

昭和十九年一月二日

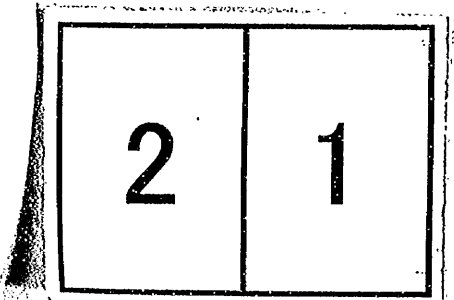
海軍大臣 嶋田繁太郎

海軍航空隊定員表其ノ十三中鹿屋ノ欄並ニ軍醫長軍醫中少佐、分隊長軍醫少佐、軍醫大尉、隊附看護特務中少尉、隊附技師及計ノ部中高等文官ノ各項ヲ削ル

同表備考第三號中「六人(築城海軍航空隊ハ四人)」ヲ「四人」ニ改ム

0897

分割撮影ターゲット

分割した部分の撮影順序	
分割撮影した理由	A 3 版以上のため
文書等名	海軍航空隊定員表
上記のとおり分割撮影したことを証明する。	

AS861

NAIRBI
Air group T.O.s

9/4 1945

考	備	計		隊 附 技 師	隊 附 官		技 師	軍 醫 中 少 佐	少 佐、大 尉	中 佐	中 佐	中 佐	主 計 中 少 佐	主 計 中 少 佐	主 計 中 少 佐	主 計 中 少 佐	主 計 中 少 佐	主 計 中 少 佐	主 計 中 少 佐	主 計 中 少 佐	
		高 等 文 官	士 官		主 計 中 少 尉 (主)	中 尉 (水)															中 尉 (飛)
九	本表中兵科ノ特務士官、准士官、下士官又ハ兵ハ必要ニ應ジ各其ノ定員ノ範圍内ニ於テ、彼此増減スルコトヲ得																				
	一 隊附兵科尉官ノ中二十人ハ飛行部附、二人ハ飛行機整備部附ニ充ツ			一	主 計 中 少 尉 (主)	中 尉 (水)															
	二 飛行長、通信長、内務長、修補長、飛行隊長、兵科分隊長七人、隊附兵科尉官、軍醫長、隊附技師並ニ隊附タル中少尉(水)一人、中少尉(飛)、特務士官(整)、中少尉(整)及(工)ハ教官ヲ兼務ス			一	衛生 中少尉	中少尉(機)															
	三 中少尉(水)及兵曹長ノ中一人ハ掌通信長ニ充ツ			二	主計中少尉(主)	中尉(水)															
	四 中少尉(整)及整備兵曹長ノ中一人ハ掌飛行長、一人ハ飛行部附、六人ハ兵器整備部附、二人ハ搭乘整備ニ従事スルモノニ充ツ			二	主計中少尉(主)	中尉(水)															
	五 中少尉(水)及兵曹長又ハ中少尉(機)及機關兵曹長ノ中一人ハ掌内務長ニ充テ中少尉(工)及工作兵曹長ノ中一人ハ掌修補長ニ充ツ			七	主計中少尉(主)	中尉(水)															
	六 主計中少尉(主)及主計兵曹長ノ中一人ハ掌經理長、一人ハ掌衣糧長ニ充ツ			二	主計中少尉(主)	中尉(水)															
	七 飛行兵曹長及整備兵曹長ハ教員ニ充ツ			七	主計中少尉(主)	中尉(水)															
	八 兵科分隊長ノ中二人ハ大尉、(水)、(飛)、(整)、(機)又ハ(工)ヲ以テ補スルコトヲ得			二	主計中少尉(主)	中尉(水)															
	九 本表中兵科ノ特務士官、准士官、下士官又ハ兵ハ必要ニ應ジ各其ノ定員ノ範圍内ニ於テ、彼此増減スルコトヲ得			二	主計中少尉(主)	中尉(水)															

928

海軍航空隊定員表 其ノ十八ノ十三ノ四

考	備	計		隊		分隊		飛行		飛行		飛行		飛行		飛行		第一五三	第一五三
		特務士官	士官	附	隊	隊長	副隊長	隊長	副隊長	隊長	副隊長	隊長	副隊長	隊長	副隊長	隊長	副隊長		
	一 隊附兵科尉官ノ中二十四人ハ飛行部附、三人ハ飛行機整備部附ニ充ツ	59	49																
	二 中少尉(水)及兵曹長ノ中一人ハ掌通信長ニ充ツ																		
	三 中少尉(整)及整備兵曹長ノ中一人ハ掌飛行長、一人ハ飛行部附、三人ハ兵器整備部附ニ充ツ																		
	四 中少尉(水)及兵曹長又ハ機關兵曹長ノ中一人ハ掌内務長ニ充ツ中少尉(工)及工作兵曹長ノ中一人ハ掌修補長ニ充ツ																		
	五 主計中少尉(主)及主計兵曹長ノ中一人ハ掌經理長、一人ハ掌衣糧長ニ充ツ																		
	六 兵科分隊長ノ中二人ハ大尉(水)、(飛)、(整)、(機)又ハ(工)ヲ以テ補スルコトヲ得																		
	七 本表中兵科ノ特務士官、准士官、下士官又ハ兵ハ必要ニ應ジ各其ノ定員ノ範圍内ニ於テ彼此増減スルコトヲ得																		
		445	247																

海軍航空隊定員表 其ノ十八ノ十三ノ五

考	備	計		隊		隊												第四五三	第四五三					
		特務士官	士官	附	隊	主計長	分隊長	軍醫長	軍醫中少佐	分隊長	飛行隊長	分隊長	修補長	内務長	分隊長	飛行隊長	副官			副官	司令			
	<p>一 隊附兵科尉官ノ中八人ハ飛行部附、二人ハ飛行機整備部ニ充ツ</p> <p>二 中少尉(水)及兵曹長ノ中一人ハ掌通信長ニ充ツ</p> <p>三 中少尉(整)及整備兵曹長ノ中一人ハ掌飛行長、一人ハ飛行部附、一人ハ兵器整備部附ニ充ツ</p> <p>四 中少尉(水)及兵曹長又ハ機關兵曹長ノ中一人ハ掌内務長ニ充テ中少尉(工)及工作兵曹長ノ中一人ハ掌修補長ニ充ツ</p> <p>五 主計中少尉(主)及主計兵曹長ノ中一人ハ掌經理長、一人ハ掌衣糧長ニ充ツ</p> <p>六 兵科分隊長ノ中二人ハ大尉(水)、(飛)、(整)又ハ(工)ヲ以テ補スルコトヲ得</p> <p>七 本表中兵科ノ特務士官、准士官、下士官又ハ兵ハ必要ニ應ジ各其ノ定員ノ範圍内ニ於テ彼此増減スルコトヲ得</p>	十八人	三十一人			主計科尉官	主計少佐	軍醫科尉官	軍醫少佐	軍醫大尉	分隊長	飛行隊長	分隊長	修補長	内務長	分隊長	飛行隊長	副官	副官	司令				
		兵	判任女官	下士官	准士官	主計兵	衛生兵	工務兵	機務兵	整備兵	水兵	飛行兵	整備兵	機務兵	工務兵	衛生兵	主計兵	飛行兵	整備兵	機務兵	工務兵	衛生兵	主計兵	
		二百八十五人	二人	百三十一人	二十四人	十九	五	十九	二十九	百七十八	三十五	二十八	四十六	十三	十	七	一	一	一	一	九	九	二	

海軍航空隊定員表其ノ十二ノ二、海軍航空隊定員表其ノ十八ノ十三ノ四及海軍航空隊定員表其ノ十八ノ十三ノ五ヲ各別表ノ如ク定ム

第二十七表ノ十三ノ三海軍航空隊定員表其ノ十三ノ三 削除

第二十七表ノ十五海軍航空隊定員表其ノ十五 削除

(別表三葉添)

(内令提要卷一、三二八頁参照)

内令第二十三號

特修兵教員配置規則中左ノ通改正ス

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

特修兵配置表其ノ三ノ三中鹿屋ノ項ヲ左ノ如ク改メ宿毛及新竹ノ各項ヲ削ル

鹿	屋	三/二	三/三	三/四	三/五	三/六	三/七	三/八	三/九	三/十	三/十一	三/十二	三/十三	三/十四	三/十五	三/十六	三/十七	三/十八	三/十九	三/二十
---	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

同表中第九〇ノ項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

内令

三三

0902

Corrected by
conversion following
AdOrd # 152 of
Jan 1944

内令

教員配置表其ノ二海軍航空隊ノ部中河和ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ新竹ノ項ヲ削ル

第四五三	第一五三
一/一	一/一
一/一	二/三
三/五	三/五
三/四	二/六
三/五	四/九
六/二	七/五
〇	〇
一/二	一
〇	一
三/六	四/九
一/一	一/一
一/一	一/一
二/三	二/三
一/一	一/一
一/一	一/一
三/五	五/七
一/三	一/二
一/一	〇
四/六	三/五
二/四	二/四
一/四	二/四
四	四

鹿	屋	一〇	一八六	六八	二
---	---	----	-----	----	---

(内令提要卷一、四三〇ノ八頁参照)

内令第二十四號

昭和十五年内令第八八號海軍航空隊特別定員表等ノ件申左ノ通改正ス

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

海軍航空隊特別定員表其ノ四ノ三ヲ別表ノ如ク定ム

海軍航空隊特別定員表其ノ十五申「整備長 少佐、大尉

分隊長	修補長兼	中少佐	中少佐
一	一	一	一
一	一	一	一

三四

0903

ニ、飛行隊長中少佐	「一」	「二」	「三」	ニ、分隊長少佐、大尉	「八」	「七」	「五」
十、	「ニ」	「隊附 兵科尉官」	「九」	「十二」	「ヲ」	「隊附 中少佐 兵科尉官」	「五」
十二、	「ヲ」	「六」	「十五」	ニ、同中少尉(整)	「五」	「四」	「ヲ」
「三」	「二」	ニ、飛行兵曹長	「十五」	「十五」	「ヲ」	「七」	「十八」
「六」	「十」	ニ、工作兵曹長	「一」	「一」	「ヲ」	「一」	「ニ」
二十四、	「ニ」	飛行兵曹	「四十二」	「四十一」	「ヲ」	「十七」	「四十五」
「二十」	「三十八」	ニ、機關兵曹	「七」	「八」	「ヲ」	「六」	「七」
十四、	「ニ」	主計兵曹	「八」	「八」	「ヲ」	「六」	「八」
ニ、整備兵	「百九十九」	「二百七」	「ヲ」	「百四」	「二百二」	ニ、機關兵	「三十八」
三十六、	「ニ」	工作兵	「二十二」	「二十」	「ヲ」	「十八」	「二十四」
ニ、主計兵	「十八」	「十八」	「ヲ」	「十二」	「十八」	ニ、士官	「二十七人」
							「二十九人」
							「ヲ」
							「二十二」
							「人」

内令

三五

0904

三十三人「ニ、特務士官」二十一人「二十一」二十一人「ヨ」十三人「二十五」ニ、准士官「三十一」
 二十六人「ヲ」十七人「三十三」ニ、下士官「百三十八」百四十五人「ヲ」八十人「百二十八」
 ニ、兵「三百三十一」三百三十七人「ヲ」二百九人「三百三十二」ニ改メ「機關兵曹長」一
 「一」ヲ削ル

同表備考第一號乃至第四號ヲ左ノ如ク改ム

一 隊附兵科尉官ノ中四人（佐伯海軍航空隊ハ八人）ハ飛行部附、一人（佐伯海軍航空隊ハ二人）

ハ飛行機整備部附ニ充ツ

二 中少尉（水）及兵曹長ノ中一人ハ掌通信長ニ充ツ

三 中少尉（整）及整備兵曹長ノ中一人ハ掌飛行長、一人ハ飛行部附、一人ハ兵器整備部ニ充ツ

四 中少尉（水）及兵曹長又ハ中少尉（機）ノ中一人ハ掌内務長ニ充テ中少尉（工）及工作兵曹

長ノ中一人ハ掌修補長ニ充ツ

海軍航空隊特別定員表共ノ十八中鹿屋ノ欄ヲ削リ「整備長 中佐」

「二」ヲ

「内務長 中少佐」
 「修補長兼 中少佐」
 「分隊長 中少佐」
 「二」

ニ、飛行隊長中少佐「二」ヲ「六」ニ、分隊長少佐、大尉「九」ヲ「二十八」ニ、一隊附 兵科尉官

0905

「十六」ヲ「隊附」	中少佐	「軍醫長 軍醫 中少佐」	「十六」ヲ「隊附」
「兵科尉官」	四十九	「軍醫長兼 軍醫 中少佐」	「兵科尉官」
「軍醫長 軍醫 中少佐」	一	「分隊長 軍醫少佐、軍醫大尉」	「軍醫長 軍醫 中少佐」
「分隊長 軍醫少佐、軍醫大尉」	一	「隊附軍醫科尉官」	「分隊長 軍醫少佐、軍醫大尉」
「少佐、主計大尉」	「主計長兼 分隊長」	「主計中少佐」	「少佐、主計大尉」
「八」ヲ「五十二」ニ、同中少尉（整）	「六」ヲ「十七」ニ改メ、同衛生中少尉ノ下ニ	「八」ヲ「五十二」ニ、同中少尉（整）	「八」ヲ「五十二」ニ、同中少尉（整）
「兵曹長」	「三」ニ、飛行兵曹長「七」ヲ「五十九」ニ、整備兵曹長「十二」ヲ「三十一」ニ、	「兵曹長」	「三」ニ、飛行兵曹長「七」ヲ「五十九」ニ、整備兵曹長「十二」ヲ「三十一」ニ、
「工作兵曹長」	「一」ヲ「二」ニ、主計兵曹長「一」ヲ「二」ニ、兵曹「二十三」ヲ「三十六」ニ、飛	「工作兵曹長」	「一」ヲ「二」ニ、主計兵曹長「一」ヲ「二」ニ、兵曹「二十三」ヲ「三十六」ニ、飛
「行兵曹」	「二十一」ヲ「百七十五」ニ、整備兵曹「六十八」ヲ「二百十三」ニ、機關兵曹「八」ヲ	「行兵曹」	「二十一」ヲ「百七十五」ニ、整備兵曹「六十八」ヲ「二百十三」ニ、機關兵曹「八」ヲ
「十二」ニ、工作兵曹「十三」ヲ「二十四」ニ、衛生兵曹「二」ヲ「六」ニ、主計兵曹「八」ヲ		「十二」ニ、工作兵曹「十三」ヲ「二十四」ニ、衛生兵曹「二」ヲ「六」ニ、主計兵曹「八」ヲ	「十二」ニ、工作兵曹「十三」ヲ「二十四」ニ、衛生兵曹「二」ヲ「六」ニ、主計兵曹「八」ヲ
「十五」ヲ「四十八」ニ、工作兵「二十」ヲ「四十七」ニ、衛生兵「五」ヲ「十六」ニ、主計兵「二		「十五」ヲ「四十八」ニ、工作兵「二十」ヲ「四十七」ニ、衛生兵「五」ヲ「十六」ニ、主計兵「二	「十五」ヲ「四十八」ニ、工作兵「二十」ヲ「四十七」ニ、衛生兵「五」ヲ「十六」ニ、主計兵「二
「十二」ヲ「六十四」ニ、士官「三十七人」ヲ「九十八人」ニ、特務士官「十九人」ヲ「七十五人」		「十二」ヲ「六十四」ニ、士官「三十七人」ヲ「九十八人」ニ、特務士官「十九人」ヲ「七十五人」	「十二」ヲ「六十四」ニ、士官「三十七人」ヲ「九十八人」ニ、特務士官「十九人」ヲ「七十五人」

内令

三七

0906

三、准士官「二十五人」ヲ「九十九人」ニ、下士官「百四十三人」ヲ「四百七十八人」ニ、兵「四百十五人」ヲ「千三百三十三人」ニ改メ隊附技師及計ノ部中高等文官ノ各項ヲ削ル
 同表備考第一號乃至第四號ヲ左ノ如ク改ム

一 隊附兵科尉官ノ中四十二人ハ飛行部附、四人ハ飛行機整備部附、三人ハ兵器整備部附ニ充ツ

二 中少尉（水）及兵曹長ノ中一人ハ掌通信長ニ充ツ

三 中少尉（整）及整備兵曹長ノ中一人ハ掌飛行長、一人ハ飛行部附、十人ハ兵器整備部附ニ充ツ

四 中少尉（水）及兵曹長又ハ中少尉（機）及機關兵曹長ノ中一人ハ掌内務長ニ充テ中少尉（工）

及工作兵曹長ノ中一人ハ掌修補長ニ充ツ

海軍航空隊特別定員表其ノ十九中「別表第十九」ヲ「別表第十九ノ二」ニ、「其ノ十九」ヲ「其ノ十九ノ二」ニ改ム

海軍航空隊特別定員表其ノ十九及海軍航空隊特別定員表其ノ二十ノ四ノ二ノ二ヲ各別表ノ如ク定ム

別表第八海軍航空隊特別定員表其ノ八 削除

別表第十八ノ二海軍航空隊特別定員表其ノ十八ノ二 削除

海軍航空隊特別修兵配置表中鹿屋、吳、佐伯及築城ノ各項ヲ夫々左ノ如ク改ム

0907

内令

築城	佐伯	吳	鹿屋
一/二	〇/一	〇/一	一/一
一/三	一/一	一/一	一/二
二/三	一/三	一/二	二/三
三/六	二/五	二/五	三/五
三/四	九/八	六/二	五/三
四/九	八/七	八/九	八/九
五/四	三/八	二/五	三/三
四/元	〇	〇	二/三
二/三	一/一	〇/一	一/二
三	〇	〇	三
二/六	六/五	四/六	八/六
一/二	〇/一	〇/一	一/一
一/二	〇/二	〇/二	〇/二
二/四	一/三	一/二	一/四
二/三	一/四	一/三	一/四
二/三	一/三	一/二	一/三
二/六	二/三	一/三	二/五
三/六	二/三	一/三	二/五
七/二	四/六	二/五	五/九
二/四	一/二	一/一	二/三
一/一	一/一	〇/一	一/一
七/三	四/七	三/五	五/〇
三/七	二/五	二/四	四/八
二/六	一/四	一/三	二/六
三	九	六	八

同表中第一五一ノ項ノ次ニ第一五三ノ項ヲ、第七〇五ノ項ノ前ニ第四五三ノ項ヲ夫々左ノ如ク加へ
新竹及宿毛ノ各項ヲ削ル

第一五三	第四五三
〇/一	一/一
一/一	一/二
一/三	〇/一
二/五	三/五
九/八	四/六
五/二	六/三
六/二	三/六
一/二	二/三
〇	〇
三/四	三/四
〇/一	〇/一
〇/二	〇/二
一/三	一/二
一/三	二/四
一/一	一/一
一/二	一/一
一/三	一/二
四/九	四/六
一/三	一/二
一/〇	〇
三/七	三/五
二/四	二/三
一/三	二/三
九	四

同表備考第二號中
新竹 88
ヲ削ル

海軍航空隊特別教員配置表中宮崎ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加へ新竹ノ項ヲ削ル

鹿屋	一三	一八二	一一八	五
----	----	-----	-----	---

三九

(内令提要卷一、四四八ノ一〇頁参照)

(別表三葉添)

内令第二十五號

昭和十七年内令第二千七號特設海軍航空隊定員表等ノ件中左ノ通改正ス

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特設海軍航空隊定員表其ノ一第二〇二ノ欄中分隊長少佐、大尉「十五」ヲ「十九」ニ、隊附兵科尉官「三十」ヲ「三十四」ニ、同中少尉(飛)「二十二」ヲ「十六」ニ、飛行兵曹長「二十七」ヲ「十九」ニ、主計兵曹長「二」ヲ「一」ニ、飛行兵曹「八十二」ヲ「五十」ニ、整備兵曹「百五十三」ヲ「百四十八」ニ、工作兵曹「三十一」ヲ「二十四」ニ、整備兵「六百六十三」ヲ「六百三十八」ニ、工作兵「三十」ヲ「四十七」ニ、士官「六十人」ヲ「六十八人」ニ、特務士官「三十八人」ヲ「三十二人」ニ、准士官「五十八人」ヲ「四十九人」ニ、下士官「三百十九人」ヲ「二百八十五人」ニ、兵「八百四十六人」ヲ「八百三十九人」ニ改ム

0909

考	備	計		隊		分隊		分隊		飛行隊		修補		内務		通信		飛行		副官		司令				
		特務士官	士官	中少尉(水)	中少尉(整)	中少尉(飛)	中少尉(水)	中少尉(整)	中少尉(飛)	軍醫少佐	軍醫大尉	軍醫少佐	軍醫大尉	中少佐	中少佐	中少佐	中少佐	中少佐	中少佐	中少佐	中少佐	中少佐	中少佐	中少佐		
一 隊附兵科尉官ノ中九人ハ飛行部附、二人ハ飛行機整備部附ニ充ツ 二 中少尉(水)及兵曹長ノ中一人ハ掌通信長ニ充ツ 三 中少尉(整)及整備兵曹長ノ中一人ハ掌飛行長、一人ハ兵器整備部ニ充ツ 四 中少尉(水)及兵曹長又ハ機關兵曹長ノ中一人ハ掌内務長ニ充テ中少尉(工)及工作兵曹長ノ中一人ハ掌修補長ニ充ツ 五 主計中少尉(主)及主計兵曹長ノ中一人ハ掌經理長、一人ハ掌衣糧長ニ充ツ 六 兵科分隊長ノ中二人ハ大尉(水)、(飛)、(整)、(機)又ハ(工)ヲ以テ補スルコトヲ得 七 本表中兵科ノ特務士官、准士官、下士官又ハ兵ハ必要ニ應ジ各其ノ定員範圍内ニ於テ彼此増減スルコトヲ得		十四人	三十人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
		兵	判任士官	下士官	准士官	主計兵	衛生兵	工兵	機兵	整備兵	水兵	技手	主計兵	衛生兵	工兵	機兵	整備兵	飛行兵	兵曹長	主計兵	衛生兵	工兵	機兵	整備兵	飛行兵	兵曹長
		三百十四人	二人	百十八人	二十二	十九	五	二十五	三十六	百八十九	四十	二	六	二	十二	六	三十七	三十	二十五	一	一	一	一	六	十二	二

考	備	計			隊	隊	隊	教	教	教	隊	分	軍	隊	分	飛行	修	内	通	飛行	副	副	司	
		高等	特務	士																				附
一	隊附兵科尉官ノ中二十四人ハ飛行部附、四人ハ飛行機整備部附、一人ハ兵器整備部附ニ充ツ	内務一 内務一	内務一 内務一	内務一 内務一	一	主計中少尉(主)	衛生中少尉	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)
二	飛行長、通信長、修補長、飛行隊長、兵科分隊長十四人、隊附中少佐及兵科尉官、軍醫長、隊附技師並ニ隊附タル中少尉(水)二人、中少尉(飛)、(整)及(工)ハ教官ヲ兼務ス	内務一 内務一	内務一 内務一	内務一 内務一	一	主計中少尉(主)	衛生中少尉	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)
三	中少尉(水)及兵曹長ノ中一人ハ掌通信長ニ充ツ	内務一 内務一	内務一 内務一	内務一 内務一	一	主計中少尉(主)	衛生中少尉	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)
四	中少尉(整)及整備兵曹長ノ中一人ハ掌飛行長、八人ハ兵器整備部附、六人ハ掛乘整備ニ充ツ	内務一 内務一	内務一 内務一	内務一 内務一	一	主計中少尉(主)	衛生中少尉	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)
五	中少尉(水)及兵曹長又ハ中少尉(機)及機關兵曹長ノ中一人ハ掌内務長ニ充ツ中少尉(工)及工作兵曹長ノ中一人ハ掌修補長ニ充ツ	内務一 内務一	内務一 内務一	内務一 内務一	一	主計中少尉(主)	衛生中少尉	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)
六	主計中少尉(主)及主計兵曹長ノ中一人ハ掌經理長、一人ハ掌衣糧長ニ充ツ	内務一 内務一	内務一 内務一	内務一 内務一	一	主計中少尉(主)	衛生中少尉	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)
七	兵曹長一人、飛行兵曹長、整備兵曹長及工作兵曹長ハ教員ニ充ツ	内務一 内務一	内務一 内務一	内務一 内務一	一	主計中少尉(主)	衛生中少尉	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)
八	兵科分隊長ノ中二人ハ大尉(水)、(飛)、(整)、(機)又ハ(工)ヲ以テ補スルコトヲ得	内務一 内務一	内務一 内務一	内務一 内務一	一	主計中少尉(主)	衛生中少尉	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)
九	本表中兵科ノ特務士官、准士官、下士官又ハ兵ハ必要ニ應ジ各其ノ定員ノ範圍内ニ於テ彼此増減スルコトヲ得	内務一 内務一	内務一 内務一	内務一 内務一	一	主計中少尉(主)	衛生中少尉	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)	中少尉(水)

海軍航空隊特別定員表 其ノ二十ノ四ノ二ノ二

考	備	計		隊											第四五三	第四五三										
		特務士官	士官	附	主計科尉官	主計少佐、主計大尉	軍醫少佐、軍醫大尉	軍醫科尉官	兵科尉官	中少佐	少佐、大尉	飛行隊長	飛行隊長	修補長			内務長	通信隊長	飛行隊長	副官	司令					
	一、隊附兵科尉官ノ中九人ハ飛行部附、二人ハ飛行機整備部附ニ充ツ	十四人	三十人																							
	二、中少尉(水)及兵曹長ノ中一人ハ掌通信長ニ充ツ																									
	三、中少尉(整)及整備兵曹長ノ中一人ハ掌飛行長、一人ハ兵器整備部ニ充ツ																									
	四、中少尉(水)及兵曹長又ハ機關兵曹長ノ中一人ハ掌内務長ニ充テ中少尉(工)及工作兵曹長ノ中一人ハ掌修補長ニ充ツ																									
	五、主計中少尉(主)及主計兵曹長ノ中一人ハ掌經理長、一人ハ掌衣糧長ニ充ツ																									
	六、兵科分隊長ノ中二人ハ大尉(水)、(飛)、(整)、(機)又ハ(工)ヲ以テ補スルコトヲ得																									
	七、本表中兵科ノ特務士官、准士官、下士官又ハ兵ハ必要ニ應ジ各其ノ定員範圍内ニ於テ彼此増減スルコトヲ得																									

同表備考第二號中「二十七人」ヲ「三十九人」ニ、「三人ハ整備部附」ヲ「三人ハ飛行機整備部附、二人ハ兵器整備部附」ニ改ム
 特設海軍航空隊特修兵配置表中第二〇二ノ項ヲ左ノ如ク改ム

第二〇二
一/二
一/二
四/七
三/四
四/七
元/天
〇
一/三
〇
六/七
〇/一
〇/三
二/四
一/三
二/三
二/四
九/三〇
二/三
一/一
七/三
三/七
二/七
一五

(内令提要卷一、四五八頁参照)

内令第二十六號

昭和十五年内令第六百四十六號特設海軍工作部等ノ所掌區分等ニ關スル件中左ノ通改正ス

昭和十九年一月一日
 海軍大臣 嶋田繁太郎

第八海軍軍需部ブイン支部ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

第八海軍軍需部 カビエン支部		カビエン	所在地方而各部ニ要スル軍需品(航空兵器ヲ除ク)ノ保管及供給ニ關スル事項
-------------------	--	------	-------------------------------------

内令

0914

内令

(内令提要卷一、三八ノ五二頁参照)

四二

0915

内令第二十七號

昭和二年内令第二百三十九號海軍軍樂隊配置表中左ノ通改正ス

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第二艦隊司令部ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

第三艦隊司令部 乙 種 一 隊

(内令提要卷一、四五〇ノ四頁參照)

内令

四三

0916

Corrected by
Orientation Office
Admitted 7/10
Jan 1944

T-100

内令第二十七號 (後送ス)

内令第二十八號

特設艦船部隊定員令中左ノ通改正セララル

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特設警備隊定員表其ノ六ノ七中「第三十二表ノ七ノ七」ヲ「第三十三表ノ七ノ八」ニ、「其ノ六ノ七」ヲ「其ノ六ノ八」ニ改ム

特設警備隊定員表其ノ六ノ八中「第三十二表ノ七ノ八」ヲ「第三十三表ノ七ノ九」ニ、「其ノ六ノ八」ヲ「其ノ六ノ九」ニ改ム

特設警備隊定員表其ノ六ノ七ヲ別表ノ如ク定ム

(別表一葉添)

(内令提要卷一、五六二ノ一四ノ三頁参照)

内令第二十九號

昭和十九年一月一日特設軍艦ヨリ特設運送船ニ變更セラレタル特設運送船ノ定員ハ當分ノ間従前ノ

内令

四五

0917

内令

四六

特設軍艦ノ定員以内トス但シ艦長ハ指揮官トシ軍醫長及主計長以外ノ職員ハ乗組トス
前項ノ特設軍艦ノ職員ハ別ニ辭令等ヲ用ヒズシテ當該特設運送船ノ職員ニ補命セラレタルモノトス
昭和十九年一月一日
海軍大臣 嶋田繁太郎

0918

第三十二表ノ七ノ七

特設警備隊定員表 其ノ六ノ七

(昭和十九年内令第二十八號)

考 備	計		隊 附 中 少 尉 (水)	隊 附	分 隊 長	主 計 長	軍 醫 長	内 務 長	副 長	司 令	第二十一	第二十一
	特 務 士 官	士 官		軍 醫 科 尉 官	大 尉	少 佐、大 尉	主 計 少 佐、主 計 大 尉	軍 醫 少 佐、軍 醫 大 尉	少 佐、大 尉	中 少 佐		
一 兼務分隊長、内務長、軍醫長、主計長及隊附ノ兼務トス	二 隊附大尉、大中尉 (水)ヲ以テ充ツルコトヲ得	三 中少尉 (水) 及兵曹長、合計員數ノ範圍内ニ於テ彼此増減スルコトヲ得	四 下士官及兵ハ合計員數ノ範圍内ニ於テ彼此増減シ又他科ノ下士官及兵ヲ以テ充ツルコトヲ得	五 特修兵ハ適宜トス	兼務	兼務	兼務	兼務	兼務	兼務	兼務	兼務
					兼務	兼務	兼務	兼務	兼務	兼務	兼務	兼務
	兵	下 士 官	准 士 官	主 計 兵	衛 生 兵	工 作 兵	機 關 兵	水 兵	主 計 兵 曹	機 關 兵 曹 長	兵 曹 長	
	三百八十六人	百十二人	九人	十六	九	十二	十五	三十四	六	四	七	八十三

特設警備隊定員表 其ノ六ノ七

(昭和十九年内令第二十八號)

考 備	計		隊 附	隊 附		分 隊 長		主 計 長	軍 醫 長	内 務 長	副 長	司 令	
	特 務 士 官	士 官		軍 醫 科 尉 官	中 尉	大 尉	少 佐						大 尉
一 兼務分隊長ハ内務長、軍醫長、主計長及隊附ノ兼務トス 二 隊附大尉ハ大尉(水)ヲ以テ充ツルコトヲ得 三 中尉(水)及兵曹長ハ合計員數ノ範圍内ニ於テ彼此増減スルコトヲ得 四 下士官及兵ハ合計員數ノ範圍内ニ於テ彼此増減シ又他科ノ下士官及兵ヲ以テ充ツルコトヲ得 五 特修兵ハ適宜トス	四人	内務七人 兼務七人	四	二	三	二	二	兼務一	兼務一	兼務二	兼務三	兼務三	
	兵	准 士 官	主 計 兵	衛 生 兵	工 作 兵	機 關 兵	水 兵	主 計 兵	衛 生 兵	工 作 兵	機 關 兵	兵 曹 長	兵 曹 長
	三百八十六人	百一十一人	九人	十六	九	十二	十五	三十四	六	四	七	十一	八十三
													七
													七
													七

内令第三十號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十九年一月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

軍艦 橋立

兵 曹、水 兵 三人

内令

四七

0921